

嘉永二乙未月杪乃次在道
二條殿即月所々之役面 是役は
多事なりしを周知せしむ
以て役人より給ふに村々へ 是月所役
園小一節とて之を令ふ如く其物言ふ代
り要りしは同族者中より互に役人存り
君より令ふ所にて是月役場迄なりし

日事 在り食ふ所なり

十月廿

二條殿

御用所

江川

是月川上

役人出

在り入所

在り入所

在り入所

在り入所

在り

在り入所

在り入所

是より拙しむるは...
西二月

南...
平...

治田郡
中役所

東に二條殿中役所...
八...

第一

東に二條殿中役所...
中役所...
中役所...

中役所...
中役所...

中役所...
中役所...

治田郡
中役所

東に二條殿中役所...
治田郡八市村

第一

東に二條殿中役所...
治田郡八市村

二十月

善三郎

治穀
脚使所

二條御殿に而役所待の書成るなり

平乃乃

世度為村に御寄合はせ給ふ國小部振
 丸村之音は市宿指ある成中敷り
 御裁事早速に市宿お指立りて處せん
 御下着は立市お指立りて要なる事
 合之人名を省南村よりとのるに無仕
 當國高宮郡玖村に有る御所は
 國小部振立に御村より海よりとる

尚村三法寺 今廿年經已存上度如斯
沙羅以上 舊刻 溫田郡

丁酉十二月十九日

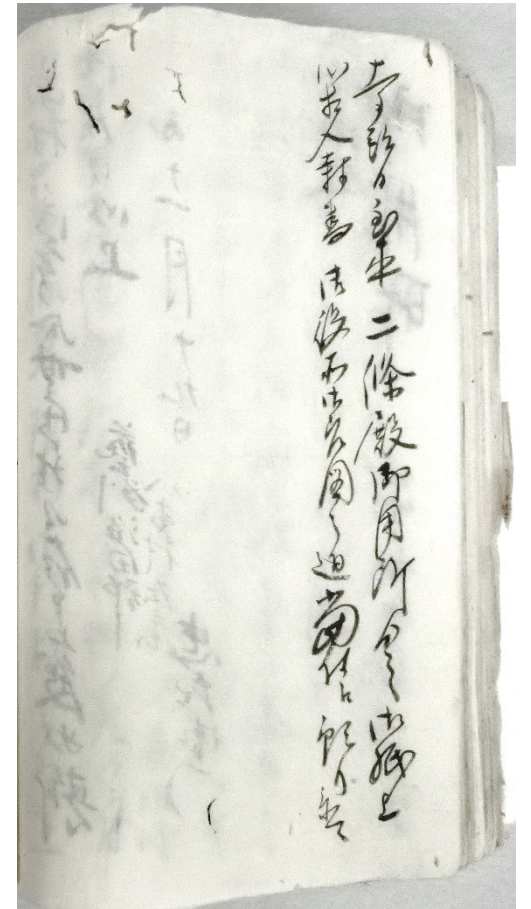
日 茂 八木村 庄 中

忠貞堂

二條御殿

所用所

但世多忙於此而忘



嘉永二酉十一月朔日夜、左之通

二条殿御用所之御紙面、御役所伝ひ

到来いたし候、直開封拜見仕候

以切紙申入候、然者其村方へ当御用所下役

岡小一郎与申者懸合之筋有之罷越候間、土地

不案内之儀候間、旅宿等之義宜敷頼入存候、

若不法之引合等致候ハ、早々当役場迄可申出

候事、右申入度如此候、以上

十月廿日

二条殿

御用所

御判

芸州川上

八木村 役人共宛

右箱入調之事

右二付翌二日忠左衛門御役所へ右御紙上持参御窺ひ申上候処、

宿相構置罷越候上、様子承り可申出と之御儀候

沼田郡

京都二条殿御用所之御紙上到来之儀御注進書附

八木村

覚

沼田郡八木村

一京都二条殿御用所之別紙写し之通御紙上到来

候処いまだ御入村無御座候二付、何之様子も一円相分り

不申候間、尚御入村御座候ハ、委細様子可申上与奉存候へ共、

御先方柄之事二御座候二付、御紙上写し相添此段

一応御注進奉申上置候 以上

酉十一月

当分庄屋

善三郎

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

沼田郡

京都二条殿御役人様御入村之義御注進書附

八木村

二条殿 鎌倉中期の九条道家の次男良実を祖とする五撰家の一つ

御役所伝ひ 郡役所経由で

切紙 切紙に書かれた二条殿

御用所からの本書状

懸合之筋 関係する事柄。用事

不法之引合 理不尽な難癖

当役場 二条殿御用所

箱入調 二條家からの書状が

文箱に入れられていること

一円 打消の語を伴って、いつ

こうに。少しも

御先方柄 相手が公家の家来

であること

覚

沼田郡八木村

一 京都二条殿方御紙上到来仕候義ハ、先達而写し相添奉御注進候処、一昨七日夕方右御役人岡小一郎様御入村御座候二付、兼而相構置候宿所之御案内仕置、昨早朝御宿元へ罷、出入之御談承り候処、当度御懸り合之者ハ高宮郡玖村飛郷一ツ矢米屋庄藏与申仲商人之倅と愚考仕候二付、其段右御役人様へ申上、早速玖村へ駆合仕候処、同村庄屋組頭中御宿元へ相見エ直ニ御役人様御応対御談御座候処、右庄藏倅ニ相違無御座候二付、二条殿御役人様方ハ同昼後玖村へ御入込被遊、当村ハ手切レニ相成、乍恐私共ニおいても奉安心候、依而此段書付を以御注進奉申上候以上

西十一月九日

庄屋

与頭

沼田郡

御役所

京都二条御殿御用所迄書状届方之儀御願書附

沼田郡八木村

覚

沼田郡八木村

一 二条殿御役人岡小一郎様当七日御入村御談御座候処、同九日書附を以御注進奉申上候通、当度御懸り合之者ハ高宮郡玖村出生之者ニ御座候二付、当村ニおいて御懸り合無御座全村名違之趣ニ御座候、依 二条御殿御用所迄右様子申上書状ニ差出申候間、何卒御届方之儀宜敷奉願上候、此段書付を以奉申上候 以上

西十一月

当分庄屋

善二郎

庄屋

忠左衛門

組頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

二条御殿 江御役所伝ひ書状差出し

出入之御談 来村した事情
懸り合之者 用件の相手
駆合 要求などを話し合うこと。談判。
手切レ 関係を終わりにすること

ひかへ左之通

此度当村^江御懸り合御座候趣二而岡小一郎様御入村之旨二付、御宿構等之儀御頼被為

仰越奉畏早速御宿相構置申候処、去ル七日

御下着被為在、御示談之趣承り候処、右御懸り

合之人名之者当村方之もの二而ハ無御座、

当国高宮郡玖村之者ニ御座候二付、

岡小一郎様直ニ玖村へ御引移り被為在、

当村ニハ御懸り合無御座候、右申上度如斯

御座候 以上

芸州沼田郡

西十一月十九日

八木村庄屋

忠左衛門

二条御殿

御用所

但此書状控別紙此内ニも有

十一月朔日到来 二条殿御用所方之御紙上

箱入封書御役所御差図之通、当村^江預り置候

地名等解説 出展『日本歴史地名大系』

玖村 「現」安佐北区高陽町 下深川村の西南、太田川が三篠川・根谷川と合流し、西南に流れを變える辺りの東側一帯に位置する。下駄の産地。藩の御山方の出張所がある。